瑞宝単光章を授ける（以上四月三十日）　重渕　雅敏
正四位に叙する　古田　芳憲
正七位に叙する（各通）（以上五月三日）　谷本　巍
従四位に叙する（五月七日）　磯江　純一
○叙勲
旭日単光章を授ける（北海道厚沢部町議会副議長）　加藤　古志男
旭日単光章を授ける（以上四月二十七日）　佐々木　喜久
瑞宝双光章を授ける（各通）　松島　居玉　治美　巌　亨
瑞宝中綬章を授ける（横浜国立大学名誉教授）　天川　晃
旭日単光章を授ける（四月二十日）　武正　好生
瑞宝単光章を授ける（以上四月二十七日）　吉田　文彌
瑞宝中綬章を授ける（大阪大学名誉教授）　林　敏彦
瑞宝単光章を授ける（以上四月三十日）　田中　啓吾
瑞宝双光章を授ける（各通）　小内　英雄　岸藤　清吉
瑞宝中綬章を授ける（国土交通技官）　熊坂　信之
瑞宝双光章を授ける（各通）　若福島　海藤　利敏　三己行
瑞宝単光章を授ける（以上四月二十八日）　石井　邦宜
瑞宝中綬章を授ける（北海道大学名誉教授）　柴屋　晴夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　若原　孝啓
瑞宝単岡山光章を授ける（以上四月二十九日）　利和
瑞宝双光章を授ける（各通）　関根　佑司
瑞宝単光章を授ける（各通）　源實　啓吾
瑞宝単光章を授ける（以上四月三十日）　（東北大学名誉教授）　櫻井　實
瑞宝小綬章を授ける　寺井　秀行　早坂　功
瑞宝双光章を授ける（各通）　（新潟県警視）　保坂　誠
瑞宝単光章を授ける（以上五月一日）　穴井　博之
瑞宝単光章を授ける（五月二日）　島田　昇
瑞宝単光章を授ける（五月三日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月一日午後四時四十五分御出門、日本民藝館創設八十周年記念特別展「江戸期の民藝―暮らしに息づく美」を御覧のため、日本民藝館（目黒区）へ行幸啓、同六時九分還幸になった。

官庁報告

国家試験

平成29年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の3第1項の規定による試験を次のとおり行う。

平成29年6月6日

観光庁長官　田村明比古

1　試験の種類　国内旅行業務取扱管理者試験

2　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府（兵庫県）、広島県、福岡県及び沖縄県

3　試験日　平成29年9月3日（日）

4　試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

イ　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

ロ　本邦内の旅行を取り扱う旅行業務の取扱いに関する実務処理

5　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書を郵送する場合は、平成29年6月6日（火）から7月3日（月）までの消印があることを要する。

なお、受験願書提出先へ直接提出する場合の受付期間は、平成29年6月27日（火）から7月3日（月）まで（7月1日（土）及び2日（日）は除く。）とし、受付時間は、10時から16時までとする（12時から13時の間を除く。）。

⑵　受験願書提出先　一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区虎ノ門四丁目1番20号　田中山ビルディング5階　郵便番号105―0001）

⑶　受験手数料

イ　試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料5,800円を銀行又は郵便局から一般社団法人全国旅行業協会あてに納入し、平成29年7月3日までの領収日付印のある受領証を受験願書に添付する。

ロ　受験手数料は、受理した後は返還しない。

6　試験の一部免除

⑴　一般社団法人全国旅行業協会が実施した平成28年度若しくは平成29年度国内旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者、又は平成28年度国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者については、4に掲げる試験科目のうち、⑶に掲げる科目について、試験の免除を受けることができる。

⑵　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に、平成28年度若しくは平成29年度国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書（写し可）、又は当該試験の免除を受けることができる旨記載されている平成28年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し可）を添付すること。

7　受験票の交付　受験願書及び受験手数料の完備した受験申込者に、受験票を交付する。

8　合格者の発表　合格者の発表は、平成29年10月25日（水）（予定）に、一般社団法人全国旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

また、一般社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の都道府県支部においても発表する。

9　受験願書用紙及び受験案内の交付　受験願書用紙及び受験案内は、一般社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の都道府県支部で交付する。

なお、郵送により交付を求める場合は、あて先を明記し、92円切手（1部の場合）を貼った返信用封筒を同封するものとする。また、一般社団法人全国旅行業協会ホームページよりダウンロードする方式によっても交付する。

10　試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の2第1項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人　全国旅行業協会

住所　東京都港区虎ノ門四丁目1番20号　田中山ビルディング

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

公告

諸事項

工場財団

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内**合同会社ソーラーエナジー・クリエイト**の工場財団に津市白山町垣内字峯山322番34三重青山太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年6月6日　津地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成29年（家）第64号

鳥取県鳥取市本町3丁目201番地

申立人　鳥取県信用保証協会

本籍鳥取県鳥取市河原町渡一木267番地1、最後の住所鳥取県鳥取市河原町渡一木267番地1、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成28年6月1日、出生の場所満州国三江省佳木斯市向陽大街、出生年月日昭和16年5月18日、職業不詳

被相続人　亡　三島　佳子

事務所鳥取県鳥取市吉方町2丁目521番地

相続財産管理人　司法書士　濱本　淳志

鳥取家庭裁判所